

ジエイコム株式誤発注事件

一・本日の相談

公平がそろそろお昼休みでようかと思ってデスクを片付けていたところ、証券取引部門の次長が少し慌てた様子で相談に訪れた。

話を聞いたところ、顧客からの株式買付における注文を誤って発注してしまい、すぐに端末から注文を取り消す操作をしたのだが、取り消すことが出来ずに売買が成立してしまい、その結果多額の損失が生じたというのである。次長 損失額が大きく、今期の利益が吹き飛んでしまう。発注を担当していた社員は、まだ入社二年目で経験が浅く落ち度があつたことは確かだが、すぐに取消の注文を出したのに、取消が出来ず売買が成立してしまった証券取引所のシステムにも問題があるのではないか。損害賠償請求することは出来ないだろうか。

公平 確かに、人間が操作して注文を出す以上、間違うこともあるので、システム上で取消が出来なければ安心して株の取引を行うことは出来ませんね。平成一七年に起きて当時ニュースにもなったジェイコム株式誤発注事件も似たようなケースだったのですが、最近、

あり、また、東証が有する売買停止措置権限の不行使は違法である、そ

して、取引の大きさから市場に及ぼす影響の重大さを容易に予見できたのに漫然と看過したことは重過失があつたとして免責を認めず、東証の債務不履行責任ないし不法行為責任を肯定しました。しかし、他方で、証券会社が誤発注した点にも過失があるとして二割の過失相殺を認め、東証に対しては、認定された損害額一五〇億一七三三万六四四一円の七割に弁護士費用二億円を加えた一〇七億二二二万八五〇八円の支払いを命じました。次長 なるほど、そうするとシステムエラーがあれば取引所の責任を問えるということかな。この判決は、控訴審でも維持されたのかな。

三・控訴審判決の概要

公平 証券会社、東証の双方とも一審判決を不服として争いましたが、控訴審でも売買停止義務を果たさなかつたことによる不法行為責任が認められ、一審判決と同様、東証に一〇七億一七三三万八五〇八円の支払いを命じる判決が出されました。ただ、債務不履行責任については「重過失」を次のように判断して否定し、東証の免責を認めています。すなわち「売買システムの不具合の原因はコンピュータ・プログラムのバグにあるところ、東証に重過失があると認められるためには、売買シス

最高裁が上告を退ける判断をして控訴審判決が確定したところなので紹介します。

二・一審判決の概要

公平 事案は、東証マザーズに新規上場したジエイコム株について、証券会社の従業員が顧客から委託を受け、「六一万円で一株」と売り注文を出すべきところ、誤って「一円で

六一万株」と入力し誤発注しました。証券会社では、その後、取消注文を出したのにシステムの不具合によって処理されず、反対売買の注文を出して終息するまでの約一〇分間に発行済株式数を大幅に超過した数の株式売買が成立し、四〇〇億円を超える売却損

六一万株」と入力し誤発注しました。証券会社では、その後、取消注文を出したのにシステムの不具合によって処理されず、反対売買の注文を出して終息するまでの約一〇分間に発行済株式数を大幅に超過した数の株式売買が成立し、四〇〇億円を超える売却損

次長 一審では何が問題になつたのかな。公平 はい、東証では取引参加者規程を定めており、東証での取引に参加する証券会社はこの規程を内容とする取引参加者契約を締結する必要があります。そして、規程には「取引参加者が業務上、東証の市場の施設利用に関して損害を受けることがあつても、東証に故意又は重過失が認められない」旨の条項があり、通常の過失があるだけでは免責される点が争われました。次長 それで、一審判決はどういう結論だったのかな。

公平 はい、一審では、東証には取消注文が実現されるような市場システムを提供する義務があつたが、システムに不具合があつたので債務の履行が不完全で



法務部員 公平太郎の 法務相談室

東京佐藤法律事務所 弁護士 佐藤篤志
1999年慶應義塾大学法学院卒業。2004年弁護士登録。国内自動車メーカー、法律事務所、信託銀行などを経て、2010年東京佐藤法律事務所開設。専門は金融法務を中心とした企業法務の他、契約締結交渉や契約書の作成、コンプライアンス、株主総会、労働問題などの一般会社法務に加え、行政規制、事業承継、M&A、倒産、税務問題など企業経営に伴う法律問題全般。

四・まとめ

公平 そうすると、話はそう単純では無い訳になるというのは、ハードルが高そうだな。公平 重過失とは、「故意に等しい過失」とするのが判例であり、本判決でも同様に解しているますが、控訴審では、東証からシステム上のバグは発見困難であるという主張立証が大幅に補充されたため、一審とは異なる判断に至つたようです。

公平 はい、分かりました。

次長 今日は、今年の九月に判決が確定したジエイコム株式誤発注事件をとりあげました。事件の発生当時は、新聞やテレビでも大きく取り上げられて話題になつたのでご記憶の方も多いと思いますが、法的にも、証券取引所の責任を肯定した点で注目すべき判例と言えます。また、訴訟では、システム開発者の責任問題も争点となつたので、市場関係者のみならず、システム開発者においても留意しておきたい判例といえるでしょう。